大和市告示第53号

大和市病児保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市病児保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市病児保育事業費補助金交付要綱(平成31年大和市告示第54号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「等」を削り、同条第1項を削り、同条第2項中「別表第1に」の次に「掲げる区分に応じ、それぞれ同表補助基準額の欄に」を加え、「補助対象経費の」を「同表補助対象経費の欄に定める経費(以下「補助対象経費」という。)の」に改め、同項を同条とする。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

区分		補助対象経費	補助基準額
病 対 型	業務のICT化を行うためのシステムの導入	令和5年度(令和4年度かかり事業を支援事等を支援事等を支援事等を支援事等を支援事等を支援事業等を支援事業等を支援事業等を支援事業等を支援事業等を支援事業のの114日を114日を114日を114日を114日を114日を114日を114	国保育対策要綱別表直接補助事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)の項3基準額の欄第4項に定める額
	基本分 加 算 年 間 利 要 で 児 応 流 に た 加 算	神奈川県子ども・子育で支援交付金交付要綱(平成28年11月7日次育第542号神奈川県知事通知「平成28年度神奈川県子ども・子育で支援交付金交付要綱等の制定について」別添。以下この表において「県交付要綱」という。)別表病児保育事業(別添12)の項4対象	県交付要綱別表病児保育事業 (別添12)の項3基準額の欄 第1項第1号(1か所当たり年 額に限る。)に定める額 県交付要綱別表病児保育事業 (別添12)の項3基準額の欄 第1項第2号アの表に定める基 準額

		研修参	経費の欄に規定する経費	 県交付要綱別表病児保育事業
			性貝の側に別比りの程質	
		加費用		(別添12)の項3基準額の欄
		に係る		第1項第2号エに定める額
		加算		
		当日キ		 県交付要綱別表病児保育事業
		ャンセ		(別添12)の項3基準額の欄
		ル対応		第1項第2号才に定める額
		加算		
		低所得		大和市小学校就学前子どもの教
		者減免		育及び保育に関する条例(平成
		分加算		26年大和市条例第21号)第
				3条第2項第3号に規定する額
				に生活保護法(昭和25年法律
				第144号)第6条第1項に規
				定する被保護者である児童の年
				間延べ利用者の数を乗じて得た
				額
体 調	基本分	アは改		県交付要綱別表病児保育事業
不 良	善分			(別添12) の項3基準額の欄
児 対				第3項第1号に定める額。ただ
応型				し、平成27年度以降に開設し
				 看護師等を1名配置して実施す
				る施設の場合は、同項第3号に
				定める額(事業期間が6月未満
				の施設にあっては、当該額の2
				分の1の額)
	加算	研修参		県交付要綱別表病児保育事業
	分	加費用		(別添12)の項3基準額の欄

に係る	第3項第2号ウに定める額
加算	

附則

この要綱は、公表の日から施行する。